

鈴鹿都市計画地区計画の変更（鈴鹿市決定）

都市計画神戸八丁目地区 地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

名 称	神戸八丁目地区 地区計画	
位 置	鈴鹿市神戸八丁目地内	
面 積	約1.3ha	
区域の整備・開発・保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、近鉄鈴鹿線鈴鹿市駅の北東約100mに位置しており、商業の活性化を目指す神戸地区の中心的商業地として合理的な土地利用と、周辺地域と調和のとれた駅周辺にふさわしい良好な街並みの形成を図る。
	土地利用の方針	駅周辺にふさわしい商業・業務地として高度な土地利用を図る。A地区については一体的開発により、良好な商業・業務地としての土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	地区施設については、民間開発による商業・業務施設の誘導とともに整備を図る。A地区については一体的開発により、安全で快適な商業・業務地としての施設整備を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な商業・業務地として整備を図るため建築物の用途、敷地の面積について制限を定める。

2. 地区整備計画

地区の名称		神戸八丁目地区				
面積		約1.3ha				
地区整備計画	建築物等に関する制限	地区の区分	名称	A地区	B地区	
			面積	約1.1ha	約0.2ha	
		建築物の用途の制限	建築してはならない建築物	1 自動車教習所	A地区と同様とする。	
				2 倉庫業を営む倉庫		
3 畜舎						
建築物の敷地面積の最低限度		1000㎡ ただし、都市計画法第29条に基づく開発行為の許可を受けた敷地についてはこの限りではない。	A地区と同様とする。			